

目 次

はじめに 徳島県教育委員会教育長 佐野 義行

1. 運動部活動の位置づけ, 教育的意義と充実の方策	
(1) 学校教育における部活動の位置づけ	1
(2) 運動部活動の教育的意義と充実の方策及び教育課程との関連	2
2. 学校における運動部活動の運営と目標や基本方針の設定	
(1) 運動部活動の運営について	4
(2) 部活動の魅力	5
(3) 運動部の目標や基本方針の設定	5
3. 体罰・暴力行為の根絶に向けて	
(1) 体罰等の禁止	6
(2) 肉体的, 精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導との区別	6
4. 生徒の身体的・精神的な鍛錬を促進する指導法の確立	
(1) 社会的な要請と指導者に必要な資質	9
(2) 指導者の研鑽	10
(3) 精神的, 肉体的に負荷をかけた厳しい指導	10
(4) 練習の量と質	10
(5) 生徒や保護者とのコミュニケーションの重要性	11
(6) 徳島県が既に取り組んでいる事例	11
5. 部活動指導者の自主性を尊重した環境の整備	
(1) 指導体制の整備	11
(2) 外部指導者による指導の要請	12
6. 地域の特性を生かした競技力向上や競技普及	
(1) 徳島県における学校と地域が連携した実践例Ⅰ	13
(2) 徳島県における学校と地域が連携した実践例Ⅱ	14
資料1 『体罰根絶宣言』 ((公財) 全国高等学校体育連盟・(公財) 全国中学校体育連盟)	15
資料2 『スポーツ界における暴力行為根絶宣言』((公財) 日本体育協会他)	16
資料3 『体罰禁止の徹底及び体罰を許さない環境づくりについて (通知)』	20
資料4 『セルフチェックシート』	21
引用・参考文献	22

1. 運動部活動の位置づけ，教育的意義と充実の方策

(1) 学校教育における部活動の位置づけ

ア 「学習指導要領」の記載内容〔中学校：平成20年3月，高等学校：平成21年3月，特別支援学校：平成21年3月改訂〕

◇部活動の意義と留意点等（中学校：第1章総則第4の2(13)，高等学校：第1章総則第5款の5(13)，特別支援学校中学部：第1章総則第2節第4の2(15)，特別支援学校高等部：第1章総則第4款の5(17)）

生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，地域や学校の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすること。

イ 「学習指導要領解説」の記載内容〔中学校：平成20年9月，高等学校：平成21年12月〕

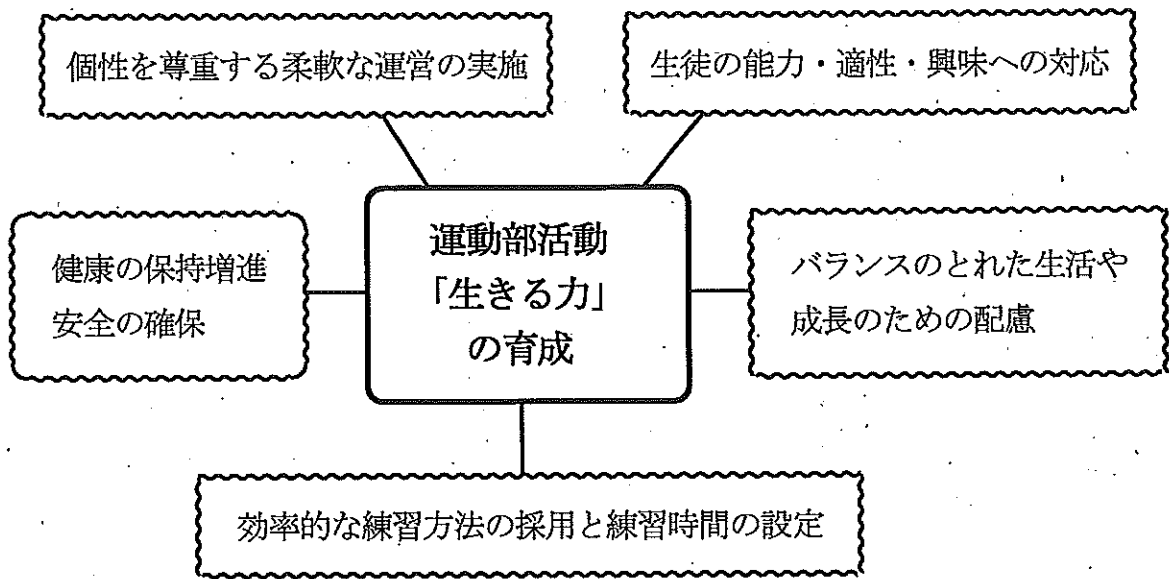
中学校教育及び高等学校教育において大きな役割を果たしてきている「部活動」については，前回の改訂により，中学校及び高等学校学習指導要領の中でクラブ活動との関連で言及がなされていた記述がなくなっていた。これについて，平成20年1月の中央教育審議会の答申においては，「生徒の自発的・自主的な活動として行われている部活動について，学校教育活動の一環としてこれまで中学校（高等学校）教育において果たしてきた意義や役割を踏まえ，教育課程に関連する事項として，学習指導要領に記述することが必要である」との指摘がなされたところである。

本項は，この指摘を踏まえ，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動について，

- ① スポーツや文化及び科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養，互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものであるとの意義，
- ② 部活動は，教育課程において学習したことなども踏まえ，自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから，各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ，生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなど，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるようにするとの留意点，
- ③ 地域や学校の実態に応じ，スポーツや文化及び科学等にわたる指導者など地域の人々の協力，体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を

ための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる」ことを踏まえた活動を行うことなどを示している。このような活動を通して、生徒自身が保健体育科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すことなどによって、相互に関連させながら学校教育活動全体として、生徒の「生きる力」の育成を図ることが大切である。

◇運動部活動における「生きる力」の育成



◇『自主性』、『自発性』をどのように養うのか。

『自主性』、『自発性』とは何か。『放任主義』とは異なるものである。また、「自主性を重んじて」と言っている場合でも、実際には生徒が的確に判断できていないなど真に自主的に行動できていないケースがある。教職員が生徒に対して、意図を持ち段階的に指導していかなければ『自主性』、『自発性』は育たない。

初めは、生徒が判断したり行動したりするための選択肢を示し、その中から判断・行動させることから始め、少しずつ選択肢を増やしていくことにより、最終的に自主的に判断し行動できるようになっていく。

生徒の『自主性』、『自発性』が養われることで、運動部活動において質の高い練習が可能となり、「やらされる練習」から「進んでやる練習」になっていくのである。

- ・部予算の確保と管理
- ・部員名簿の作成
- ・部員の健康管理
- ・実技指導
- ・部活動日誌などの活用と整理
- ・大会等の引率
- ・競技団体や地域団体との連携・調整
- ・顧問会議への出席
- ・部員の安全指導と事故防止対策
- ・事故発生時の対応
- ・保護者との連携・調整
- ・外部指導者との連携・調整
- ・中体連，高体連との連絡・調整

(2) 部活動指導の魅力

部活動は、学級や学年を越えて生徒同士が密接に交流できる場である。指導者にとっては、部活動において生徒と一緒に汗を流し、話し合い、励まし合う中で、互いを高め合っていくことで、学級担任や保護者とは違う立場での触れ合いがある。また、部活動に携わる指導者は、授業とは異なった面での生徒理解や人間関係の形成に関与できる。卒業した後も、生徒が指導者を慕い交流を続けているという話を聞く。部活動を通して生徒の成長していく過程に関わったり、活動により充実している姿に直接触れたりできることは、指導者の喜びともなる。

運動部活動の顧問教職員や外部指導者は、生徒の様々な状況を的確に把握し、その時々々の生徒の心情に配慮しながら積極的に指導していくよう努めなければならない。

(3) 運動部の目標や基本方針の設定

各運動部の目標は、「学校教育目標」や学校の「部活動指導方針」に沿って、顧問教職員の指導理念とともに、生徒の志向や能力、保護者からの要望や要請などを十分に踏まえ設定することが大切である。

◇指導計画の作成において留意すべきことは何か。

各学校における運動部の目標や基本方針を設定したならば、それを実行するための計画を作成することが必要である。

計画には、数年間や年間を一つのまとまりとする長期計画、大会や学期を区切りとする中期計画、1週間の活動を考えた短期計画等がある。また、1日の練習計画もある。厳しい練習とは、休養日を設定しないで練習したり、長時間練習したりすることではない。心身の成長期にある中学生・高校生への負担を考慮し、段階的な指導を可能にする計画を作成することが重要である。

特に、長期計画においては、準備期、試合期、休息期に分けてそれぞれの時期に応じたプログラムをつくり、目標を明確にした効率的・効果的な練習を行うようにしなければならない。

① 通常のスポーツ指導による肉体的、精神的負荷として考えられるものの例

計画にのっとり、生徒へ説明し、理解させたくて、生徒の技能や体力の程度等を考慮した科学的、合理的な内容、方法により、下記のような肉体的、精神的負荷を伴う指導を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられる。

生徒の健康管理、安全確保に留意し、例えば、生徒が疲労している状況で練習を継続したり、準備ができていない状況で故意にボールをぶついたりするようなこと、体の関係部位を痛めているのに無理に行わせること等は当然避けるべきである。

【指導例】

〈練習場面の設定〉

- ・バレーボールで、レシーブの技能向上の一方法であることを理解させたくて、様々な角度から反復してボールを投げてレシーブをさせる。

〈安全の確保〉

- ・柔道で、安全上受け身をとれることが必須であることを理解させ、初心者 of 生徒に対して、毎日、技に対応できるような様々な受け身を反復して行わせる。

〈個別の指導〉

- ・練習に遅れて参加した生徒に、他の生徒とは別に受け身の練習を十分にさせてから技の稽古に参加させる。
- ・野球の試合で決定的な場面でスクイズを失敗したことにより得点が入らなかったため、1点の重要性を理解させるため、翌日、スクイズの練習を中心に行わせる。

〈技能向上のための指導〉

- ・試合で負けたことを今後の練習の改善に生かすため、試合後、ミーティングで生徒に練習に取り組む姿勢や練習方法の工夫を考えさせ、今後の取組内容等を自分たちで導き出させる。

② 学校教育の一環である運動部活動で教育上必要があると認められるときに行われると考えられるものの例

運動部活動での規律の維持や活動を円滑に行っていくための必要性、本人への教育、指導上の必要性から、必要かつ合理的な範囲内で下記のような例を行うことは運動部活動での指導において想定されるものと考えられる。

【指導例】

〈個別の指導〉

- ・試合中に危険な反則行為を繰り返す生徒を試合途中で退場させて見学させるとともに、試合後に試合会場にしばらく残留させて、反則行為の危険性等を説諭する。

〈技能向上のための指導〉

- ・練習で、特に理由なく遅刻を繰り返し、また、計画に基づく練習内容を行わない生徒に対し、試合に出さずに他の選手の試合に臨む姿勢や取組を見学させ、日頃

度を越えたような肉体的、精神的負荷を課す。

【具体的事例】

- ・長時間にわたっての無意味な正座・直立等、特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
 - ・熱中症の発症が予見され得る状況下で、水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
 - ・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続けたりする。
 - ・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- (3) パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- (4) セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- (5) 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- (6) 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要である。

なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要である。

4. 生徒の身体的・精神的な鍛練を促進する指導法の確立

(1) 社会的な要請と指導者に必要な資質

卒業後、生徒を上級学校や社会に送り出す運動部活動指導者は、生徒一人一人の有意義で充実した学校生活を実現させることはもちろんのこと、在学中に将来の幸福なスポーツライフのための基盤づくりを行う責任を有している。その意味でも、運動部活動指導者は生徒に対して大きな影響力を持っている。

指導者は、現代社会の急激な変化を踏まえ、その変化に対応できる部活動指導の在り方を模索しなければならない。部活動指導者には次のような資質が必要であると考えられる。

◇部活動指導に必要な資質

・情熱	・リーダーシップ
・研究心	・アイデア
・実践力	など

い成果を上げるためには、それだけでは不十分なことも考えられ、十分に時間をかける中で質の高い練習の量を確保することも必要になる。

質の高い練習を可能にするためには、生徒が明確な目標を持ち、自主的・自発的に行動し、「やらされる練習」から「進んでやる練習」となることが求められる。

(5) 生徒や保護者とのコミュニケーションの重要性

質の高い練習をするためには、第一に、指導者が生徒のことをよく理解しておかなければならない。「生徒の目標はどこにあるのか。」に加えて、「指導者の目標は何か。」「保護者の願いは何か。」「学校や地域の期待は何か。」など、それらが合致したとき大きな成果を上げることができる。

そのために、指導者は、生徒や保護者、他の指導者等と綿密にコミュニケーションをとり、意向を把握しなければならない。それぞれの持つベクトルを一つに束ねることが指導者の大きな役目である。

(6) 徳島県がすでに取り組んでいる事例

ア 精神的な（メンタル）強化

徳島県体育協会では、メンタルトレーニングの教本として『勝つためのメンタルトレーニング』（平成22年3月31日発刊）を作成し、それを活用して指導者や競技者を対象に大学教授等による講習会を実施し、競技者の精神的な（メンタル）強化を図っている。講習会は、競技団体や市町村単位で実施している。

イ 身体的な（フィジカル）強化

徳島県教育委員会では、鳴門渦潮高校において実施する『科学サポート事業』として、県内の小学生・中学生・高校生・一般の優秀競技者の「総合的な体力診断」を行っている。そこで得られたデータは、県内大学教授等の協力により詳細に分析を行い、競技者に対して競技特性に応じたトレーニングの数値目標を示すことで、合理的・科学的なトレーニングの導入に役立てている。

ウ 外部指導者への協力要請

徳島県教育委員会では、『地域のスポーツ人材を活用する事業』を実施している。年度当初に、各学校の外部指導者の要請の有無を調査し、希望に応じて、中学校・高等学校・特別支援学校へ外部指導者を派遣し、運動部の指導に当たっていただき、調査研究を実施するとともに、運動部活動の活性化を推進している。

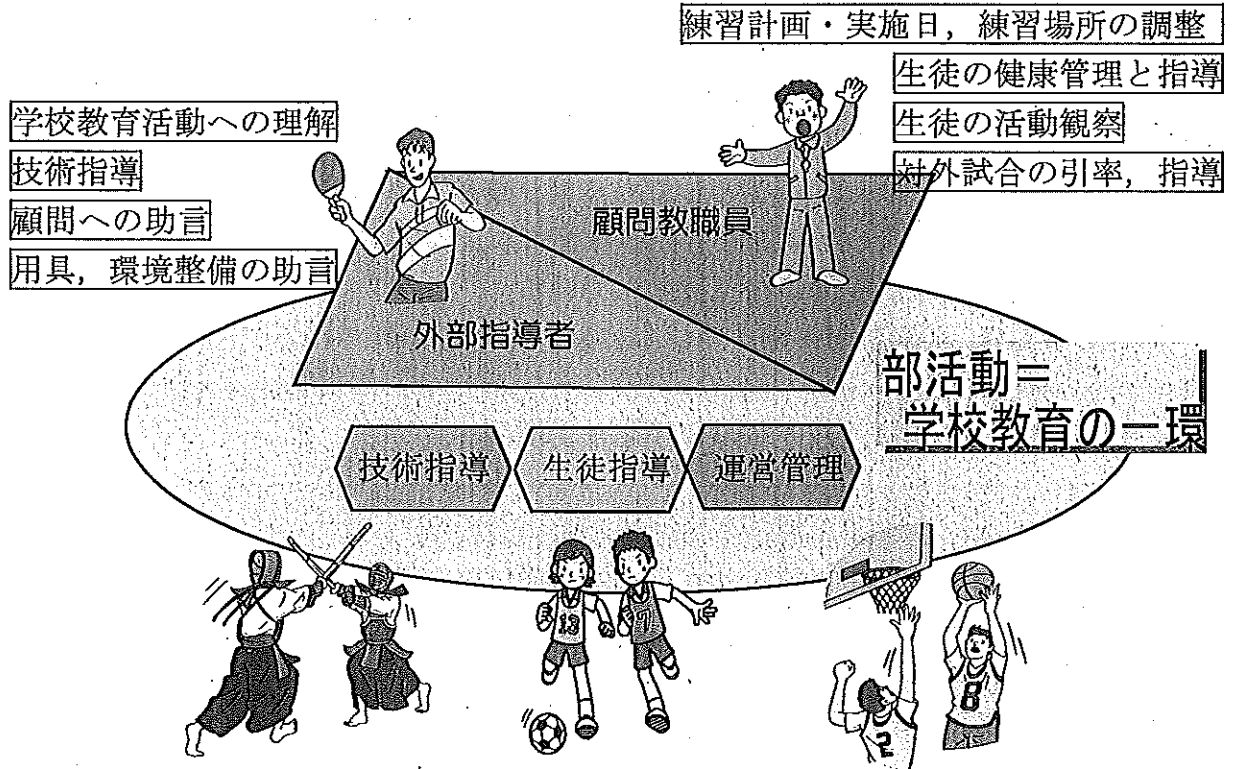
5. 部活動指導者の自主性を尊重した環境の整備

(1) 指導体制の整備

運動部の目標が高くなれば、あるいは目標を高くしようとするれば、部として取り組む課題も複雑・多岐に及び、少人数の顧問教職員のみでは対応が困難になる。そこで、部に対して理解者や協力者を得ることができれば、顧問教職員の抱える業務

くことは顧問教職員の仕事である。部活動に対する意識や考え方の相違については、必要な教育的配慮を行うとともに、外部指導者と共通理解を図り、行きすぎた指導に繋がらないようにしなければならない。

【「技術指導を主に外部指導者に任せる」という実践例】



6. 地域の特性を生かした競技力向上や競技普及

(1) 徳島県における学校と地域が連携した実践例 I

徳島県内においても、学校と地域、競技団体が連携し、地域の競技施設等で校種の枠を越えジュニアから成人に至る一貫指導体制を構築し、人材育成を図っている競技種目がある。県西部で活動している『レスリング競技』や鳴門で活動している『体操競技』では、これまでも多くの日本トップレベルの選手を世に送り出し、オリンピックや世界選手権大会においてもメダリストが誕生している。

今後、生徒の競技スポーツに対するニーズが多様化・複雑化する一方、部員・指導者の不足や施設の不足などの理由から、学校において運動部を設置することが困難となることが予想される場合には、必要に応じて、学校間で互いを補完し合う合同部活動の展開や、地域の特性を生かして活動している総合型地域スポーツクラブや地域のスポーツ指導者と連携して運動部活動を運営していくことが望まれる。

◇『鳴門市体操クラブ』の実践例

鳴門市地域では、学校施設を使って器械体操の指導をしていたが、昭和53

平成 25 年 3 月 13 日

(公財) 全国高等学校体育連盟

会 長 三田 清一

(公財) 日本中学校体育連盟

会 長 三町 章

体罰根絶宣言

運動部活動中の指導者の体罰が背景にあり、そのことによって高校生が自殺すると言う大変痛ましい事件が大阪市の高等学校で発生したことを踏まえ、平成 25 年 1 月 18 日 (公財) 全国高等学校体育連盟は「運動部活動における体罰根絶に向けて (通知)」を、また (公財) 日本中学校体育連盟は平成 25 年 1 月 31 日「運動部活動の指導のあり方」を全国に向けて発信した。

その後、全国高等学校体育連盟では各都道府県体育連盟を通して体罰事案の発生について調査を行った。その結果から運動部活動の指導中において残念ながら今もって体罰が存在することが判明した。

また、日本中学校体育連盟においても、以前から運動部活動指導者の体罰における処分の事案が確認されている。

日々、全国の各高等学校や中学校において学校教育活動の一環として行われている運動部活動は、生徒の健全育成を目指すものであり、その中で指導者は生徒の生命を守り、人権を尊重し、個性を育んでいくことが使命として求められている。

従って、各学校の運動部活動指導者は多くの国民から、運動部活動の信頼を取り戻すべく最善の努力を、今、しなければならない。

(公財) 全国高等学校体育連盟、(公財) 日本中学校体育連盟および両組織の事業に参画する運動部活動指導者は体罰根絶に向けて最大の努力を行うことをここに宣言する。

スポーツの使命を破壊する暴力行為が顕在化している現実がある。暴力行為がスポーツを行う者の人権を侵害し、スポーツ愛好者を減少させ、さらにはスポーツの透明性、公正さや公平をむしばむことは自明である。スポーツにおける暴力行為は、人間の尊厳を否定し、指導者とスポーツを行う者、スポーツを行う者相互の信頼関係を根こそぎ崩壊させ、スポーツそのものの存立を否定する、誠に恥ずべき行為である。

私たちの愛するスポーツを守り、これからのスポーツのあるべき姿を構築していくためには、スポーツ界における暴力行為を根絶しなければならない。指導者、スポーツを行う者、スポーツ団体及び組織は、スポーツの価値を守り、21世紀のスポーツの使命を果たすために、暴力行為根絶に対する大きな責務を負っている。このことに鑑み、スポーツ界における暴力行為根絶を以下のように宣言する。

一. 指導者

○指導者は、スポーツが人間にとって貴重な文化であることを認識するとともに、暴力行為がスポーツの価値と相反し、人権の侵害であり、全ての人々の基本的権利であるスポーツを行う機会自体を奪うことを自覚する。

○指導者は、暴力行為による強制と服従では、優れた競技者や強いチームの育成が図れないことを認識し、暴力行為が指導における必要悪という誤った考えを捨て去る。

○指導者は、スポーツを行う者のニーズや資質を考慮し、スポーツを行う者自らが考え、判断することのできる能力の育成に努力し、信頼関係の下、常にスポーツを行う者とのコミュニケーションを図ることに努める。

○指導者は、スポーツを行う者の競技力向上のみならず、全人的な発育・発達を支え、21世紀におけるスポーツの使命を担う、フェアプレーの精神を備えたスポーツパーソンの育成に努める。

二. スポーツを行う者

○スポーツを行う者、とりわけアスリートは、スポーツの価値を自覚し、それを尊重し、表現することによって、人々に喜びや夢、感動を届ける自立的な存在であり、自らがスポーツという世界共通の人類の文化を体現する者であることを自覚する。

○スポーツを行う者は、いかなる暴力行為も行わず、また黙認せず、自己の尊厳を相手の尊重に委ねるフェアプレーの精神でスポーツ活動の場から暴力行為の根絶に努める。

う者を守り、スポーツ界の充実・発展に尽力してきた全てのスポーツ関係者に心より敬意を表するとともに、それらのスポーツ関係者と共に、スポーツを愛し、豊かに育んでいこうとするスポーツへの熱い思いを受け継ぐものである。そして、スポーツを愛する多くの人々とともに、日本体育協会、日本オリンピック委員会、日本障害者スポーツ協会、全国高等学校体育連盟、日本中学校体育連盟は、暴力行為の根絶が、スポーツを愛し、その価値を享受する者が担うべき重要な責務であることを認識し、スポーツ界におけるあらゆる暴力行為の根絶に取り組むことをここに宣言した。

この決意を実現するためには、本宣言をスポーツに関係する諸団体及び組織はもとより、広くスポーツ愛好者に周知するとともに、スポーツ諸団体及び組織は、暴力行為根絶の達成に向けた具体的な計画を早期に策定し、継続的な実行に努めなければならない。

また、今後、国際オリンピック委員会をはじめ世界の関係諸団体及び組織とも連携協力し、グローバルな広がりを見込めつつ、スポーツ界における暴力行為根絶の達成に努めることが求められる。

さらに、こうした努力が継続され、結実されるためには、我が国の政府及び公的諸機関等が、これまでの取組の上に、本宣言の喫緊性、重要性を理解し、スポーツ界における暴力行為根絶に向けて、一層積極的に協力、支援することが望まれる。

最後に、スポーツ活動の場で起きた数々の痛ましい事件を今一度想起するとともに、スポーツ界における暴力行為を許さない強固な意志を示し、あらゆる暴力行為の根絶を通して、スポーツをあまねく人々に共有される文化として発展させていくことをここに誓う。

平成 25 年 4 月 25 日

公益財団法人日本体育協会
公益財団法人日本オリンピック委員会
公益財団法人日本障害者スポーツ協会
公益財団法人全国高等学校体育連盟
公益財団法人日本中学校体育連盟

適切な部活動運営のための
セルフチェック・シート

●部活動の意義等について

- 部活動の意義を理解しているか。
- 部活動を学校教育の一環として位置づけているか。
- 部の運営方針が明確に示されているか。
- 部の目標を生徒と共有できているか。

●指導計画等について

- 長期・中期・短期の練習計画が立てられているか。
- 生徒の健康管理はできているか、また、必要な健康指導はできているか。
- 生徒の体調を考慮し、NO部活デーなどの休養日を設定した計画となっているか。
- 計画に対する評価はできているか。
- PDCAサイクルによって、目標や計画の変更が柔軟にできているか。

●関係者との連携について

- 校内での連携は図られているか。
- 日常的に、「報告・連絡・相談」が徹底できているか。
- 生徒とコミュニケーションはとれているか。
- 副顧問や外部指導者と連携が図られているか。
- 保護者や地域との連携は図られているか。

●指導方法について

- 生徒の人権を尊重した指導法である（体罰やセクハラにあたらぬ）か。
- 練習の目的や効果等について説明し、生徒は理解できているか。
- 生徒の成長過程や健康状態に配慮した指導ができているか。
- 最新の指導方法についての情報に対して、常にアンテナを張っているか。
- 指導力向上のための研修を受けているか。
- 科学的根拠に基づいた指導法等の研修を受けているか。
- 自分自身の感情のコントロールができるか。

●コンプライアンス

- 個人情報等の管理はできているか。
- 部費等の管理は適正に行われているか。
- 校内で体罰や暴力行為等を見かけたときに注意したり、管理職に報告したりしているか。

●緊急対応について

- 事故等が発生した場合の対応マニュアルがあるか。

